

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2011 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2011 年 11 月号(J147)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 「TOUCH DIAMOND2」特許権侵害訴訟、宏達電子が勝訴
- 02 「Smart 智富月刊」商標訴訟、城邦が敗訴
- 03 日月光、識別性なしで「aMAPPoP」商標訴訟に敗訴
- 04 知的財産裁判所、燦坤「会員特典」商標の登記認めず
- 05 「公平交易法改正案」が立法院第三読会を通過、
ブロガーの不実広告には連帯賠償責任あり カルテル撲滅にリニエンシー・ポリシーを採用
- 06 台日産業間の知的財産交流、特許業務法人との提携にレベルアップ
- 07 世界銀行の「Doing Business 2012」番付で台湾は 25 位
- 08 投資誘致で外国企業 32 社が台湾に投資
經濟部と基本合意書を締結、投資総額は 500 億新台幣ドル以上

台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連
點子 Idea PC 商標の訴訟 聯想が敗訴
- 02 不正競争関連
飛碟ラジオ会社が実質的に中国ラジオ会社を支配し、違法な企業結合を構成したとして公平会が処罰。高等行政裁判所がこれを取消し。中国ラジオ事件で飛碟会社が罰金 300 万円の支払いを回避。

今月のトピックス

J111026Y1

01 「TOUCH DIAMOND2」特許権侵害訴訟、宏達電子が勝訴

宏達国際電子股份有限公司（High Tech Computer Corporation, 以下「HTC」）の「TOUCH DIAMOND2 HTC T5353 3G 隠蔽式撮影機（携帯電話端末向け隠しカメラ）」の特許を巡り同社と発明者である楊〇〇との特許権侵害訴訟において、知的財産裁判所は HTC に勝訴の確定判決を言い渡した。【知的財産裁判所民事判決-99,民專上易,14-20110929】

楊〇〇側の主張によると、楊〇〇の特許でいうところの「隠蔽式」とはタッチパネルの延長部分の表面を指し、カメラのレンズがある部分のみ塗装せず透光性を保持しているため、外観上はレンズが見えず、レンズが取り付けられていることによる視覚的な突出感を感じないため、ユーザーはディスプレイ部分のみを感知し、より良い視覚的效果を得ることができる。

判決書によると、ユーザーが感じる視覚的效果の優劣は、個人的な主観的感觉であり、特許の全体的な技術の特徴の客観的な判断とは関連性がない。また、固体撮像素子（Solid-State Image Sensor）は一種のカメラであり、透光部品の下方に設置され、すでに隠れている。楊〇〇は自分の特許がかつて存在しなかったものと自認しているが当該特許が属する技術は長期的に存在しており、予期される効果も生まないため、裁判所はその主張を受け入れることはできない。（2011.10）

J111031Y2

J111030Y2

02 「Smart 智富月刊」商標訴訟、城邦が敗訴

城邦文化事業股份有限公司（cite Publishing Ltd., 以下「城邦文化」）は 2006 年知的財産局に対して同社が出版する雑誌「智富 Smart」の商標を登録したが、すでに登録されていた「Smart Net 智富網」商標と類似していたため、後に登録を取り消された。城邦文化はこれを不服として知的財産裁判所に行政訴訟を提起した。裁判官は審理の結果、双方の商標は類似度が高く、容易に消費者の誤認混同を生じさせるおそれがあるとして原処分を維持する判断を下し、城邦に敗訴を言い渡した。【知的財産裁判所行政判決-100,行商訴,97-20111020】

城邦文化の主張によると、商標は特殊な設計がほどこされ、「Smart」の最初のアルファベットである「S」が金銭を表す記号である「\$」の形状を呈している。さらに縦書きの「智富」という文字が加わり、全体の設計は独特で、印象的であり、目につく。一方、他方の商標は正楷書体で「Smart Net」、「智富網」商標が書かれており、全く異なる。ましてや商標登録以前に月刊誌「智富 Smart」はすでに 5 年連続でビジネス誌の売上 1 位を達成しており、「智富 Smart」商標はすでに消費者に熟知されていた。

經濟部の主張によると、城邦文化はすでに「智富 Smart」商標を使用しており、かつすでに消費者の認知を得ていた。しかしながら台湾の商標法は登録主義を採用しており、先に出願と登録を行った商標を保護することで消費者の誤信、誤認を回避しているため、類似の商標登録を許可するべきではない。

裁判所は審理の結果、双方の商標は類似度が高く、使用する商品と役務も類似しており消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるため、經濟部による取消には理由があると認定し、城邦文化に敗訴を言い渡した。本件はさらに上訴できる。（2011.10）

J111021Y2

03 日月光、識別性なしで「aMAPPoP」商標訴訟に敗訴

日月光半導体製造股份有限公司（Advanced Semiconductor Engineering, Inc., 以下「日月光」）は「aMAPPoP」文字商標の登録を出願したが、經濟部知的財産局は「識別性がない」として拒否査定を出した。その後、日月光は知的財産裁判所に行政訴訟を提訴していたが、同裁判所は日月光に敗訴を言い渡した。本件はさらに上訴できる。【知的財産裁判所行政判決-100,行商訴,75-20110922】

知的財産裁判所によると、「aMAPPoP」商標の中の「MAP」が生産自動化通信規約（Manufacturing Automation Protocol）の略称であり、「PoP」は「Package-on-Package」の略称で、「積層パッケージ」の意味を持つ。MAP と PoP のはいずれも特定の技術の概念をあらわしている。

「MAP」は一般大衆にとっては地図（MAP）を意味するが、ユーザーや業界関係者にとって「MAP」は生産技術や規約（プロトコール）を意味するため、日月光と直接結びつけることは難しい。

同様に、商標の中の「PoP」は「積層パッケージ」を意味し、同技術は日月光以外に、矽品精密工業股份有限公司（Sipin Technology Co., Ltd.）、華泰電子股份有限公司（Orient Semiconductor Electronics, Ltd.）、菱生精密工業股份有限公司（Lingsen Precision Industries, Ltd.）等も採用しており、これらの業界において、「PoP」の文字をみて日月光と直接結びつけることは難しい。

判決書によると、日月光の商標は業界関係者に熟知された技術の略称の組み合わせで設計されているが、業界では熟知されている技術の略称であるため、日月光と結びつけることは難しく、言い換えれば日月光の「aMAPPoP」商標は先天的および後天的な識別性を持たないため、登録することはできない。(2011.10)

J111012Y2

J111010Y2

04 知的財産裁判所、燦坤「会員特典」商標の登記認めず

電気製品販売チェーンの燦坤実業股份有限公司（Tsannkuen Co., Ltd.、以下「燦坤」）は「会員特典」商標を登録しようとしたが、知的財産局から拒絶査定を受けた。その後燦坤は行政訴訟を提起していたが、知的財産裁判所はこれらの4文字には商標の識別性がないため、許可しがたいという判決を下した。【知的財産裁判所行政判決-100,行商訴,82-20110922】

2009年7月に燦坤は「会員特典」という文字商標の登録を出願した。燦坤の主張によると、「会員特典」商標は燦坤が繰り返し、かつ大量に使用しており、取引における商品の識別標識となっているため、商標の識別性をそなえている。

また「会員特典」の文字は9年にわたって使用しており、すでに燦坤が提供する役務のシンボルとなっており、汎用される一般名詞の域を超えているため、商標法の二次的意味（後天的な識別性）を獲得している事実から商標として認められることができる、と燦坤では考えている。

裁判所によると、燦坤がいうところの商標図形は単純で特に設計が施されていない横書きの中国語「会員特典」で構成されており、その文字全体が関連する消費者に認知させる意味とは、すなわち所属する会員に対して特別な優待措置を提供するということである。燦坤がこれら4文字を用いて商標とすることは、単に所属会員に提供する特別優待措置の広告文句にすぎず、それを役務に関連する消費者に役務を表彰する標識だと認識させ、他人の役務と区別させるには足りず、ゆえに識別性をそなえていないといえる。

判決書では、燦坤の広告資料において記載されている「会員特典」の文字はその他の宣伝広告の文言と交互に配置されており、消費者の認知については、「燦坤」の文字が無ければ、消費者は「会員特定」の文字だけで、その商品または役務の出所を識別することができない、と指摘している。

燦坤は2009年から2010年11月までに6,080万新台幣ドルの広告費を投じたと主張したが、裁判所は燦坤のいうところの商標が長期間にわたって幅広く使用され、取引上すでにその商品または役務の識別標識となり第二次の意味を取得しているとは考えられないとしている。(2011.10)

J111109Y4

J111025Y4

05 「公平交易法改正案」が立法院第三読会を通過、ブロガーの不実広告は連帯賠償責任あり カルテル撲滅にリニエンス・ポリシーを採用

ブロガーまたは素人がネット上で不実の推薦証言を行い、かつ報酬を受け取った場合、連帯責任を負わなければならない！公平交易法（公正取引法）第 21 条改正案が立法院の第三読会を通過した。著名人、専門家や専門機関ではない「広告推薦証言者」が報酬を得て宣伝を行い、不実の推薦証言を行った場合、民事の連帯損害賠償責任を負う必要があり、最高で報酬の 10 倍の課徴金を課せられる規定が追加された。立法院は同時に公平交易法第 41 条第 2 項と第 35 条の 1 の追加を承認し、企業が価格カルテルを行い、公平交易委員会が重大な状況だと判断した場合は、最高で前会計年度の売上高 10%を課徴金として課すことができるようになる。また、カルテルに参加した業者が公平交易委員会の調査前または調査中に自主的に書面で通報したり具体的な違法事実を陳述したりして、証拠を提供し調査に協力した場合は、処分を軽減または免除されることができる。

同委員会の主任委員によると、企業から報酬を受け取ったブロガーまたは素人が誇大広告や不実の告知を行い、広告主とともに「故意」にカルテルを行った場合、行政罰法に違反したことにより、5 万新台湾ドル以上、2500 万新台湾ドル以下の課徴金を課すことができる。しかし、いかなる報酬も受け取っておらず、純粋に個人の体験をネット上に掲載したブロガーまたは素人は処罰および賠償の範囲には入らない。

公平交易法第 41 条の原規定によると、事業に独占またはカルテルがみられた場合、最高 2500 万新台湾ドルの課徴金を課すことができ、期限までには是正、停止しなかった場合は最高 5000 万新台湾ドルの課徴金を課すことができ、是正されるまで回数に応じて連続して課徴金を課すことができる。今回の改正では原処分が維持されている他、第 2 項を追加し、中央主務官庁が重大な状況にあると判断した場合は、最高で前会計年度の売上高の 10%を課徴金として課すことができるようになる。かつ前項の金額の制限は受けない。重大な違法の認定と課徴金の計算方法については公平交易委員会に制定の権限を委譲する。

また価格カルテルの事実証拠を調査するのが困難であるため、公平交易法第 35 条の 1 を追加し、「リニエンス・ポリシー（leniency policy）」を導入した。価格カルテル、価格操作に関わり違法行為を行った業者が、公平交易委員会に対して先に「自首」してカルテルの証拠を提出し、同委員会の調査継続に供した場合は、処分を軽減または免除される。同委員会によると、台湾のリニエンス・ポリシーは EU の行政罰制度を参考にしている。最初に自首した密告者は完全に処罰が免除される。二番目、三番目に自主した者は提供した事実証拠に基づき比率に応じて軽減される。このようにしてカルテル参加者の「内部離反」を奨励する。(2011.10)

J111012Y5

06 台日産業間の知的財産交流、特許業務法人との提携にレベルアップ

「台日産業搭橋（架け橋）説明会」が大きな成果を上げた。行政院によると、このたび日本の独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）と提携に関する基本合意書（LOI）を交わした。これは台日間の知的財産を流通・運用させる架け橋となるだけでなく、産業知的財産の流通・運用に関する提携のレベルを民間から特許業務法人に引き上げており、国交がない中で大きな躍進となった。

「台日産業搭橋訪問団」は先日日本から戻ったばかり。行政院によると、東北大地震による不安定な電力供給と大幅な円高は日本企業にとって海外進出の契機となっている。さらに台湾と中国が締結している兩岸経済協力枠組協定（ECFA）や台湾と日本が締結している台日投資協定によって、日本産業は台湾を海外におけるバックアップ基地ならびに提携連盟の対象とすることを積極的に考えている。

訪問団は 10 月 2 日～8 日、日本の名古屋、横浜、東京で日台双方 14 社の企業・機関による提携覚書（MOU）締結という大きな成果を上げた。注目すべき点は技術サービス領域で、工業技術研究院の技術移転與服務中心（技術移転及びサービスセンター）が日本の TechnoMart、産業振興協会（東京大田区）と技術移転提携を結んだ他、工業所有権情報・研修館（INPIT）とも提携に関する基本合意書を結んだ。(2011.10)

J111021Y8

J111020Y8

07 世界銀行の「Doing Business 2012」番付で台湾は 25 位

世界銀行が 10 月 20 日に発表した「Doing Business 2012（2012 年ビジネス環境の現状）」番付において、台湾は 183 の経済体の中で 25 位にランキングされた。10 項目の評価指標のうち「起業」、「建設許可取得」、「資金調達」、「徴税」、「契約履行」等の 5 項目について昨年（2010 年）より前進し、「登記」、「投資家保護」、「通関」、「清算」等の 4 項目については後退している。

残りの「電力事情」は今年から新たに加わった項目。台湾は「電力事情」についてはアイスランド、ドイツに次いで 3 位だが、その他の項目は前進、後退のいずれもみられている。

経済部の業務と関連がある「投資家保護」と「通関」は前回よりも順位が後退したものの、経済部ではこの評価で低い評価を受けた項目についてプロジェクトを立てて改善を図っている。情報公開、取締役の責任の強化、電子投票の推進、輸出入手続きの簡素化などが含まれる。

世界銀行は 2003 年から毎年「ビジネス環境の現状」ランキングを発表しており、10 項目の指標に基づいてビジネスのしやすい環境の番付を行っている。最新の報告書の評価はすべて 2011 年 6 月までの 1 年間の状況を対象としている。（2011.10）

世界銀行 2012 年ビジネス環境の現状番付	
順位	国／地域
1	シンガポール
2	香港
3	ニュージーランド
4	米国
5	デンマーク
6	ノルウェー
7	イギリス
8	韓国
9	アイスランド
10	アイルランド
25	台湾
資料出所：世界銀行	

J111020Y8

J111019Y8

08 投資誘致で外国企業 32 社が台湾に投資

経済部と基本合意書を締結、投資総額は 500 億新台湾ドル以上

経済部投資処は 10 月 19 日に「2011 投資台湾高峰会（The 2011 Taiwan Business Alliance Conference）」を開催し、外国企業 32 社が経済部と投資に係わる基本合意書を交わした。投資総額は 500 億新台湾ドルに達する。32 社中 15 社は台湾市場に初めて参入する。日本の総合住宅最大手である大和ハウス工業は 3 年以内に台湾で 18 億新台湾ドルを投じ、台湾をアジア太平洋市場の窓口とする。また世界第二の規模を持つスポーツブランドのデカトロンは 5 年以内に 120 億新台湾ドルを投じて台湾に 15 カ所の大型店舗を開設する。

32 社の国籍は、米国が 9 社、日本が 7 社、欧州が 9 社、アジア諸国が 3 社、カナダ、アルゼンチン、マカオ、ケイマン諸島（英国領）がそれぞれ 1 社ずつとなっている。業種別にみると、台湾が現在積極的に推進している製造業と重点サービス業が含まれている。

その中で、世界最大のフィルムメーカーである東レは初めて台湾に投資を行う計画。3 年で 21 億新台湾ドルを投じて、南部サイエンスパークに面積が 5.4 ヘクタールの工場を建設し、2013 年 1 月から PE オプトエレクトロニクス向け保護フィルムと太陽電池部品フィルムの生

産を行うことにしている。

その他台湾のオプトエレクトロニクス、半導体産業のサプライチェーンと関連が密接な投資としては、台湾で25年以上投資しているデルが台湾への追加投資を行い、台湾を地域性研究開発および設計の拠点とする投資案件がある。またすでに台湾に1億米ドルを投じて研究開発センターを設置しているエルピーダ・メモリも追加投資を行う予定だ。(2011.10)

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■判決分類：商標

I 點子 Idea PC 商標の訴訟 聯想が敗訴

■ハイライト

弱いものが負けるとは限らない！台湾において呉氏というオークションサイトの経営者による「點子電腦資訊及び Idea PC」商標に対して、中国の北京における聯想公司是、聯想の IdeaPad 及び IdeaCentre 等二商標と類似し、登録を受けるべきではないとして、その商標に対する異議申立を行った。ところが、裁判所では「Idea」英文字がついている商標が台湾において数多くあると認定し、呉氏による「點子 Idea PC」商標が勝訴の判決を下した。

知的財産裁判所の判決で指摘したように、英文字の「Idea」がすでに登録され、「idea 及び図形」商標を、コンピュータープログラムを記録した磁気テープ及び磁気ディスク指定商品に使用し、「DIGI IDEA 數位點子」商標を PC キーボード等指定商品に、「IDEA 及び図形」を PC ケース等指定商品に、「I AM YOUR IDEA」をコンピューターネットワーク設備セット等の指定役務に、「IDEA TEK」をコンピューターネットワークオンライン広告等指定役務に、「Simo idea collection」をノートブック型パソコン等指定商品に、「ideastyle 及び図形」をハードウェア指定商品に使用している。

前記から分るように、コンピューター又はソフトウェア等商品又は役務に、英文字の Idea がよく商標の文字として使用されていることから、より弱くなり、商標として英文字の Idea が使用されているだけでもって、消費者に混同させる可能性があることで、両商品又は役務が同一の出所に由来するのか、それとも出所は異なるが、関わりがあるとの誤認を生じさせることがあり得ないものである。

2007 年 8 月に、オークションサイトの経営者である呉氏が「點子電腦資訊及び Idea PC」という商標（商標見本にある「電腦資訊 PC」につき、権利不要求を声明した）を商標法施行細則の商品及び役務区分表第 35 類インターネットショッピング等 10 項の役務及び第 42 類のハードウェア設備設計等の役務に使用すると知的財産局に出願し、登録査定した。

その後、聯想公司是、點子 IdeaPC と同社が既に登録した IdeaPad 及び IdeaCentre 等両商標と類似するとして、知的財産局に異議申立を行った。

知的財産局が審査した後、2009 年 7 月に呉氏による「點子 IdeaPC」商標を取消す旨の処分を下した。呉氏が受け入れず、裁判所に告訴を提起した。

裁判所では、知的財産局の原処分及び訴願決定を取消す旨の判決を下した。よって、呉氏は「點子 Idea PC」商標を保留することができる。本件はなお上訴することができる。

【2010-04-13 工商時報 A19／記者 張国仁】

II 判決内容の要約

基礎データ

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】98,行商訴,230

【裁判期日】20100401

【裁判事由】商標異議申立

原告 甲○○
被告 經濟部知的財産局
参加人 丙○○○○（北京）有限公司

上記当事者間における商標異議申立事件につき、原告は經濟部 2009 年 10 月 1 日経訴字第 09806118320 号訴願決定を不服として行政訴訟を提起したところ、本裁判所は職権で参加人に対して被告の訴訟に独立参加することを命じ、次のとおり判決する。

主文

訴願決定及び原処分をともに取消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

一 事実要約

原告は、2007 年 8 月 2 日に「點子電腦資訊及び Idea PC」商標（商標見本にある「電腦資訊 PC」につき権利不要求を声明した）を商標法施行細則第 13 条所定の商品及び役務区分表第 35 類の「オンラインショッピング、印刷媒体による通販の運営、ショッピング情報の提供、ギフトの販売の代行、区域的及び国際的なインターネットによる商業情報の提供、ギフトの見積り、ギフトの入札、ギフト商業情報の提供」及び第 42 類の「コンピューターハードウェア設備設計」等の指定役務に使用し、商標登録出願したところ、被告が審査した後、第 1325300 号商標（以下「係争商標」という）として登録査定した。その後、参加人である丙○○○○（北京）有限公司はその登録した第 1299072 号及び第 1299073 号商標（以下「引用商標」という）を以って、係争商標が商標法第 23 条第 1 項第 12 号、第 13 号及び第 14 号に違反すると主張し、異議申立を行った。被告が審査した結果、係争商標の登録が商標法第 23 条第 1 項第 13 号の規定に違反するとして、2009 年 7 月 27 日に中台異字第 G00971119 号商標異議申立審決書を以って「第 01325300 号『點子電腦資訊及び IdeaPC』商標登録を取消すべきである」との処分を下した。原告は、これを不服として、訴願を提起したが、棄却されたので、本裁判所に行政訴訟を提起した。

二 両方当事者の請求内容

(一)原告の声明：1.訴願決定及び原処分をともに取消す。2.訴訟費用は被告の負担とする。

(二)被告の声明：1.原告の訴えを棄却する。2.訴訟費用は原告の負担とする。

三 本件の争点

「商標が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、商標登録を受けることができない。… 十三、同一又は類似の商品又は役務における他人の登録商標又は先に出願された商標と同一又は類似であり、関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があるもの。」と商標法第 23 条第 1 項第 13 号に明文で規定されている。次に、商標紛争事件に関して、商標類似の態様に外観の類似、觀念及び呼称の類似があり、関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があるかを判断するにあたって、商標の類否については、各号の規定により、それぞれ、関連する消費者が普通の注意を施す原則、全体的觀察及び主要部分の比較原則、時間と場所を異にして隔離的觀察を行う原則に基づき、酌量しなければならない。ところが、商標の類似は必ずしも混同誤認を生じさせる虞があるとは限らず、なおも類似の程度、且つ具体的な個別事件のニーズに応じて、それぞれ商標識別力の強弱、先権利者が多角化経営をしているか、実際に混同誤認を生じさせる事由に該当するか否か、関連する公衆又は消費者は、係争商標及び引用商標に対する熟知度、係争商標の出願人が善意であるか、及び両商標が実際の取引に使用される事情などを酌量したうえ、総合的に関連する消費者が混同誤認を生じさせる虞があるか否かを認定する。本件の争点は、係争商標が商標法第 23 条第 1 項第 13 号に違反し、登録を受けない事由に該当するか否かにある。

四 判決理由の要約

(一)係争商標がカラーであり、やや設計した中国語の「點子」及び設計していない中国語の「電腦資訊」及び英文字の「Idea PC」で、上段、中段、下段の配列から結合されたもので、その中の太字の「點」は青枠に黄色の基底色で、太字の「子」は青枠に白色の基底色であり、「Idea PC」等の英文字は、青文字であり、その図形にある中国語「電腦資訊」及び英文字の「PC」は指定役務の説明文字に該当し、且つ原告が権利不要求を声明したことか

ら、消費者に注意されやすい顯著部分がカラーの中国語「點子」の二文字及び英文字の「Idea」である。引用商標はそれぞれ、設計なしの横書き英文字「IdeaPad」又は「IdeaCentre」から構成されたもので、両商標を比較したところ、両方とも同じく「Idea」から始まる英文字であり、係争商標の中国語「點子」と英文字の「Idea」と同一の意味を有することから、両商標の一部の英文字、中国語の觀念が同一で、両商標がもとより類似していないとはいえないが、係争商標は中国語と英文字の結合であり、中国語の文字がやや美術的な設計及び角度の排列がされたカラー図形の結合である。その一方、引用商標がただ設計無しの横書き英文字であることから、両商標が類似するが、その程度が高くないものである。

- (二) 係争商標が「区域的及び国際的なインターネットによる商業情報の提供、コンピューターハードウェア設備設計」等指定役務に使用されているもので、引用商標が「コンピューター、コンピューターソフトウェア」等指定商品に使用されているのを比較すると、前者は、常に後者を通じて役務の提供を完成させていることから、二者は補助し合う機能を有し、且つその提供した商品/役務の内容、性質が同一又は類似で、用途、機能、製造元、販売ルート及び場所など要素に共同点又は関係があることから、類似の商品/役務に属すべきであるとしている。
- (三) ところが、調べた結果、英文字の「Idea」が登録第 00916152 号「idea 及び図形」商標として、コンピュータープログラムを記録した磁気テープ及び磁気ディスク商品に、登録第 01301063 号「DIGI IDEA 數位點子」商標として光ディスク、PC キーボード等商品及び登録第 00000000 号「IDEA 及び図形」として PC ケース、電源供給器等指定商品に使用されているほか、登録第 00115866 号「點子站 Idea」商標をコンピューターセッティングと修理に、登録第 00181496 号「I AM YOUR IDEA」商標をコンピューター、コンピューターネットワーク設備セット、修理及びメンテナンスの指定役務に、登録第 00183294 号「IDEA TEK」商標をコンピューターネットオンライン広告等の指定役務に、登録第 01040295 号「Simo idea collection」商標をノートブック型コンピューター及びハンドリングコンピューター等指定商品に、登録第 0122288 号「ideastyle 及び図形」商標をコンピューターハードウェア、ソフトウェア、携帯式フラッシュメモリー装置等指定商品に使用していることは、被告が提出した商標検索資料がファイルに付されており、裏付けとして証明できる。更に、前記商標の出願日はいずれも引用商標より早いもので、前記商標のいずれも「idea」の英文字が表示され、且つそれぞれ引用商標と同一又は類似の指定商品/指定役務に使用されていることから、コンピューター又はコンピューターソフト等商品/役務に、英文字の「Idea」が商標文字の一部としてよく使われているとの認定に足りることから、その識別力が弱くなった。このため、係争商標にも英文字の「Idea」が使用されているだけで、もって普通の知識、経験を有する消費者に、二商品又は役務は同一の出所に由来するのか、それとも出所が異なるが、関わりがあるとの混同誤認を生じさせる可能性があることはあり得ないものである。
- (四) 更に、参加人が提出した製品カタログ、写真及び広告資料をチェックしたところ、いずれも引用商標である「IdeaPad」商標を使用したものばかりであり、「IdeaCentre」商標を使用した証拠資料がなく、前記「IdeaPad」商標を使用した資料の中、一部分には期日が記載されておらず、記載があったものでもその多くは、係争商標の登録期日（2008 年 8 月 16 日）以降のもので、前記の証拠からでは、参考資料として引用商標が係争商標登録時に既に周知され、より広く保護されるべきであることが立証できない。

前記を総合すると、原処分及び訴願決定では、商標識別力の強弱、関連する消費者が係争商標と引用商標に対する熟知度を酌量せずに、直ちに両商標、指定商品・役務が類似し、混同誤認を生じさせる虞があると認定したことは、適法とは言えないものである。それ故、原処分では、係争商標が商標法第 23 条第 1 項第 13 号に違反するとして、「第 01325300 号『點子電腦資訊及び IdeaPC』商標の登録を取消すべきである」とした処分は、維持されるべきではないが、訴願決定で正さなかったことは妥当ではないので、原告が訴願決定及び原処分の取消しを請求したことには、理由があり、許可されるべきである。

本件の事実、証拠が明確であり、両当事者によるその他の主張又は答弁が本裁判所の判決と関係がなく、一々論断する必要がないことを併せて説明する。

前記の結論を踏まえて、原告による訴えには理由があり、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段に基づき、主文のとおり判決する。

中華民國 99 年 4 月 1 日
知的財産裁判所第一法廷
審判長裁判官 李得灶
裁判官 王俊雄
裁判官 林欣蓉

五 関連条文抜粋

中華民國憲法 第 7、23 条 (1947.01.01)
行政程序法 第 4、6、10、92 条 (2005.12.28)
商標法 第 5、23 条 (2003.05.28)
商標法施行細則 第 13 条 (2007.09.03)
行政訴訟法 第 98 条 (2007.07.04)

02 不正競争関連

■判決分類：不正競争

- 1 飛碟ラジオ会社が実質的に中国ラジオ会社を支配し、違法な企業結合を構成したとして公平会が処罰。高等行政裁判所がこれを取消し。中国ラジオ事件で飛碟会社が罰金 300 万元の支払いを回避。

■ハイライト

公平会は、二年ほど前に中国ラジオと飛碟ラジオの企業結合の違法性を認め、また故意に NCC に申告しなかったとして、飛碟会社に対し罰金三百万元を科して即刻改正するよう求めた。台北高等行政裁判所は、公平会の処分について積極的な証拠を欠き、処罰基準が不明確だとして、昨日判決を取消した。

公平会は、飛碟会社が好聴、悦悦、播音員、広播人等四会社を通じて、実質的に中国ラジオ会社を支配し、趙少康氏が中国ラジオ董事長兼総経理を勤めて、同時に飛碟の幹部に中国ラジオの幹部に就任するよう指示したことが違法な企業結合を構成する上、直ちに公平会へ申告しなければならない義務を怠ったことには重大な違法性があると認定した。

また、もう一つの争点は、公平会が潤利会社による北部地区聴取率調査結果を元に、本件企業結合が申告すべき基準に達したと認めたことである。

台北高等行政裁判所は飛碟会社の売上高、市場規模が中国ラジオよりはるかに小さく、「市場」で同等地位の「事業者」であるとは言えないにもかかわらず、趙少康が妻の梁蕾と共同で中国ラジオ株式を購入する前に、飛碟会社責任者の職を辞して購入したことは個人的行為であり、飛碟会社が中国ラジオ業務及び人事を支配したとは認め難いと指摘した。

公平会が提出した聴取率調査について、裁判所は客観的な事証を欠いている上、異なる時間のラジオ市場聴取率を市場占有率の依拠としており、また調査地域も実況に合致していないので、これを以って申告基準に達したとして飛碟会社を処罰することはできないと認定した。(2010-01-16/聯合報/A2/記者王文玲)

II 判決内容の要約

基礎データ

台北高等行政裁判所判決
【裁判番号】97 年度訴字 2191 号
【裁判期日】2010 年 1 月 14 日
【裁判事由】公平交易法

原告 飛碟ラジオ股份有限公司

被告 行政院公平交易委員會

上記当事者間の公平交易法事件について、原告は行政院 2008 年 6 月 26 日付中華民國院台訴字第 0970086354 号訴願決定を不服とし、行政訴訟を提起したが、本裁判所は以下のように判決する。

主文

訴願決定及び原処分をいずれも取消す。

訴訟費用は被告が負担する。

一 事実要約

国家通信トラジオ委員会（以下、通伝会）は被告に書簡を送付し、中国ラジオ股份有限公司（以下、中国ラジオ公司）がその法人株主である華夏投資股份有限公司（以下、華夏公司）が所有する当該公司の株式を好聴股份有限公司（以下、好聴公司）、悦悦股份有限公司（以下、悦悦公司）、播音員股份有限公司（以下、播音員公司）及び広播人股份有限公司（以下、広播人公司）等の 4 公司に譲渡すると同時に責任者の変更を届出し、訴外人趙少康が中国ラジオ公司董事長兼總經理に就任すると当該会に申告した。趙少康の配偶者即ち訴外人梁蕾が原告 34%の株式を有している上、好聴公司等 4 公司の一部の董、監事が原告又はその聯播ラジオ局の従業員であることから、本件は公平交易法規定の企業結合行為にあたるので申告が必要なのかが問題とされた。被告が調査した結果、原告が中国ラジオ公司の業務経営及び人事任免を支配したことは、公平交易法第 6 条第 1 項第 5 号に規定されている企業結合の態様に該当するとともに、既に同法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号で所定の申告基準に達しているのにもかかわらず、事前に通伝会に申告しなかったため、公平交易法第 11 条第 1 項規定違反の事情があるとし、2008 年 1 月 14 日に公処字第 097003 号処分書（以下、原処分）を以って、原告に処分書送達の日より、その行為を改正するか若しくは必要な是正措置をとるべきであると命じ、300 万新台湾ドルの罰金を科した。原告はこれを不服として訴願を提起したが棄却するとの決定を受けたので、本裁判所に行政訴訟を提起した。

二 両方当事者の請求内容

(一)原告声明：訴願決定、原処分の取消し。訴訟費用の被告による負担。

(二)被告声明：原告の訴えの棄却。訴訟費用の原告による負担。

三 本件の争点

本件双方の争点は原告が中国ラジオ公司の業務経営及び人事任免を支配し、公平交易法第 6 条第 1 項第 5 号規定の企業結合の態様に該当するかどうかである。被告は潤利公司北区聴收率の調査結果を元に、係争企業結合が既に公平交易法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号所定の申告基準に達したと認めたことには、法的根拠があるか？

(一)原告側の主張：略。判決理由の要約を参照。

(二)原告側の主張：略。判決理由の要約を参照。

四 判決理由の要約

(一)「本法においての結合とは、事業者が次の各号の一に該当する場合をいう。：……五、直接又は間接的に他の事業者の業務経営又は人事の任免を支配する場合。」、「事業結合が、次に挙げる場合の一に該当するときは、予め中央主管機関に申告しなければならない。一、事業者の結合により、その市場占有率が三分の一に達する場合。二、結合に参加した事業者の一の市場占有率が四分の一に達する場合……と、公平交易法第 6 条第 1 項、第 11 条第 1 項にそれぞれ明文で定められている。つまり、結合に参加した事業者がもし、公平交易法第 6 条第 1 項第 5 号、第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号所定の事情に該当する場合、その支配する事業について当該法に基づき被告に事前申告する義務がある。いわゆる結合支配とは、市場に対し「経済力」を集中的に支配するものであり、大企業が結合した後は、たとえその種の製品の市場占有率がまだ低くても、巨大な財力及び市場支配の地位を有する為に、同じく他の同業者との競争を阻害し、競争効果を減損させるか又は消費者の利益を損う可能性があるため、規制する必要がある。

(二)本件被告による原処分は原告が間接的に中国ラジオ会社の業務経営及び人事任免を支配し、上述「結合」の関連規定に該当することを理由とし、原告を処罰したが、被告が原告の行為が当該要件に該当していることを挙証証明すべきであることについて、以下に論述する。

1.まず、原告と中国ラジオ会社が「市場」で同等の地位を有する「事業者」であるのかについて。

(1)ラジオサービス市場の生態は代替ニーズ及び代替供給の性質であり、取引市場上の潜在競争関係及び影響する可能性のある要素は単純ではない。つまり、被告は原告と中国ラジオ会社が同じく営業前にラジオ許可を取得すべきであることから、同一の「事業者」に属すると認定し、他に代替できる事業があるか及び全ての潜在競争関係を考慮斟酌しなかったため、本件の所謂「事業者」に適切な区別がなされているかどうかについて、確かに争議が存在する。

(2)中国ラジオ会社の市場範囲は全国区であり、その 2005、2006 年度売上高はそれぞれ 747,259,000 新台湾ドル、701,308,000 新台湾ドルで、全国ラジオの占有率もそれぞれ 63.92%、62.75%となっている。一方、原告は単なる中波放送局のラジオサービス業で、地域性の放送局であり、そのカバー範囲は台湾中部、南部及び東部には及んでいないことは、被告も否認しない事実である。原告と中国ラジオ会社はそれぞれ北部と全国区に分かれ、二者の市場も同様に論じることが難しいが（例えば全国区が北部もカバーしているとしても）、被告は原告が放送局を置いている地点の大台北地区を地理市場として、北部「市場」を計算の基礎とし、その市場占有率を計算していることは、明らかに軽重の均衡を欠いている疑いがある。

(3)所謂市場占有率とは、一事業者が特定市場で販売する商品若しくは提供するサービスが、当該特定市場の全ての販売商品若しくは提供サービスに占める比率である。それは一定期間内に、ある事業者の特定市場における販売量若しくは売上高等の数字を以って、当該特定市場における全ての供給メーカー総販売量に占めるパーセンテージを計算するものであり、市場占有率は販売金額若しくは販売製品数量によって決まるものである。しかし、所謂「同類市場」については具体的な状況に基づいて定義しなければならず、例えば企業がターゲットを絞った販売計画を立てる際は、その特定地区市場、又はある特定市場等の占有率だけを考慮すればよい。よって市場占有率の実務上の評価は、一般社会通念によって市場占有率を計算する外、更に具体的な状況と要素を総合的に考えなくてはならないことは、疑いないことである。

(4)しかし、ラジオ業が提供する聴取サービスは無料であり、一般実体販売ではないので、その販売量から市場占有率を算出することはできない。学者や専門家はラジオ業が売上高や広告収入を区別して統計していないので、財務報告も不透明であるとしている。つまり、聴取率はやはり業界で用いることができる市場占有率計算基礎等を根拠としている。

(5)調べてみると、被告は所謂「市場占有率」の定義について、確かに潤利調査研究センター【ラジオ聴取率】の調査を判断根拠としてしていると主張している。しかし、潤利艾克曼公司の上記調査は 2005 年及び 2006 年度第 1、2 四半期の聴取率調査に依拠しており、本件好聴等公司が中国広播公司の株式を買収した時期は 2006 年 12 月末であるので、同一ではない。被告は異なる時期の【ラジオ聴取率】を「市場占有率」の依拠としたので、既に時間上の問題が発生している。なお且つ原告の地理的市場はラジオ放送局区分で「北部地区」（即ち北区）の中の「大台北地区」だけであるのに、潤利調査研究センター【ラジオ聴取率】の調査研究方法は「北部地区」から「大台北地区」の【ラジオ聴取率】を分けていない。即ち上記ラジオ放送局区分による【聴取率】は明らかに原告の地理的市場所在である「大台北地区」の真の【ラジオ聴取率】を表すことができないことは、確かなことである。したがって、被告は経営範囲と市場競争に関する重要な情報について、法に則った基本的資料の調査を行っていないにもかかわらず、公正かつ客観的な事実証拠ではない【ラジオ聴取率】調査を引用して「市場占有率」の根拠とした。即ち被告は単に潤利艾克曼公司北部地区聴取率の調査結果を基礎として係争企業結合が公平交易法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号所定の申告基準に達しているとして、原告に公平交易法違反の参考根拠があると認めてこれを本件処罰の基礎にして認定を行ったことは、実に軽率であったと言える。

2.たとえ原告と中国ラジオ会社が「市場」で同等の地位がある「事業者」であると認められたとして、本件が投資若しくは経営による結合を構成するの否かについて、以下のよう

に述べる。
(1)本件被告は次のように認定した。即ち好聴等 4 公司是原告が華夏公司所有の中国ラジオ公司株式を譲受ける為に設立登記したものであり、原告従業員及び其聯播ラジオ局従業員を好聴等 4 つの会社の少なくとも過半数の董、監事に就任させることで、中国ラジオ公司の業務経営及び人事任免を支配したので、その行為が公平交易法第 6 条第 1 項第 5 号の結合態様に該当するとした。

(2)調べてみると、本件被告は原告が違反した法律が公平交易法第 6 条第 1 項第 5 号、即ち係争事業結合型態が『直接又は間接的に他事業者の業務経営又は人事任免を支配した場合』に、公平交易法第 6 条第 2 項「前項第二号の株式又は出資額を計算する時、当該事業と支配若しくは従属関係にある事業者が所有又は取得している他事業者の株式若しくは出資額も併せて計上しなければならない」という規定であり、同条前項第 2 号の事業者について「他事業者の株式を所有若しくは取得し、他事業者の議決権を有する株式若しくは資本総額の三分の一以上に達したもの」と認定し、事業（企業）「結合」の形態であるとした。これは所謂株式若しくは出資額の計算における規定であり、同条前項第 5 号を含んではいない。したがって、公司法第 369 条の 11 の投資額計算方式に対する基本法の規範は、本件においては認定の根拠にすることができないと言える。

(3)被告は次のように認定した。即ち好聴等 4 つの公司及び愛説話等 4 公司はいずれも原告が中国ラジオ公司株式を取得する為に設立され、趙少康（1996 年に原告公司を設立）が 1996 年初めより、華夏公司と当該公司が所有していた中国ラジオ公司株式の譲受けについて交渉しており、2006 年 6 月に配偶者である梁蕾等と共同出資により好聴、悦悦、播音員、広播人等 4 公司を設立した。更に 2006 年 9 月に梁蕾等と共同出資により愛説話、大面子、包中、大聲公等の 4 公司を設立し、好聴、悦悦、播音員、広播人等 4 公司の増資により、中国ラジオ公司株式を取得する際に支払う契約金とし、趙少康はその際に原告董事長の職務を辞任した。

(4)しかし、自然人個人と法人（営利事業者）の人格はそれぞれ独立したものであり、性質も違うので、本来これらの行為を混同して論じることができない。仮に、被告が趙少康及び梁蕾がそれぞれ 22,766,915 元、25,162,770 元支出して、好聴等 4 つの公司銀行口座へ入金し、華夏公司所有の中国ラジオ公司株式を取得する契約金等に用いたことが事実であったと指摘しても、それは趙少康及び梁蕾個人自然人の行為と認められるだけであり、これを以って法人の原告がその会社の株式の三分の一を超える筆頭株主である梁蕾及び配偶者趙少康を通じて中国ラジオ公司株式を買収し、ひいては実質的に中国ラジオ公司業務経営及び人事の任免を支配したと認定することは困難である。この外、被告は原告が公平交易法第 6 条第 1 項第 5 号規定に違反したと認定したが、原告による規定違反行為の程度及び全部（趙少康、梁蕾等の出資を含む）の違反行為に占める比重の若干及び是正命令の審酌、裁量権の職権行使がいったい何についてなのか等について、今もって具体的な説明及び根拠を提出していないのに、違法程度及び占める比率が高いことのみを以って、原告を本件の結合申告義務人である等の大まかな陳述を行い、300 万元の過料に処して是正命令した裁量権はいったい何を基準としたものなのか、実に疑問である。よって、被告が行った処分は軽率であり、原告による指摘には理由があると言える。以上の叙述をまとめると、本件被告の行った処分には誤りがあり、よく調べずに訴願決定を維持したことには遺漏があった。原告による取消し請求は妥当であり、許可されるべきである。したがって、本裁判所により原処分及び訴願決定を取消す。

以上について論結すると、本件原告の訴えには理由があるので行政訴訟法第 98 条第 1 項前段に基づき、主文のように判決する。

2010 年 1 月 14 日
台北高等行政裁判所第六法廷
審判長裁判官 闕銘富
裁判官 許瑞助
裁判官 林育如



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLo Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所

© 2011 TIPLo, All Rights Reserved.

